

# プレス発表資料

**文部科学省**

Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology

平成19年4月27日

文 部 科 学 省

## 大学及び民間の試験研究用原子炉に係る報告もれの有無に関する調査結果について

当省より、大学及び民間の試験研究用原子炉を運転している事業者に対し、原子炉の自動停止等に係る未報告事例の有無の調査を指示しておりましたが、調査結果の報告があり、一部不適切な管理状況がみられたものの、法令に照らして、報告もれの事象はなかったことを確認しましたのでお知らせいたします。

### 1. 経緯

東京大学、京都大学、近畿大学及び(株)東芝は、当省からの原子炉の自動停止等に係る未報告事例の有無の調査指示に基づき、報告もれの有無について調査を行い、東京大学については4月5日(木)に、京都大学については4月9日(月)に、近畿大学については4月12日(木)に、(株)東芝については4月6日(金)に、それぞれ当省に調査結果を報告した。

当省は、報告を受けた都度、職員を現地に派遣し、調査結果の確認を行った。

### 2. 調査の対象

調査の対象は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき当省が安全規制を担当している試験研究用原子炉のうち以下の原子炉施設である。

(日本原子力研究開発機構分については、3月30日公表済み)

東京大学原子炉(弥生)

京都大学研究用原子炉(KUR)

京都大学臨界実験装置(KUCA)

近畿大学原子炉

東芝臨界実験装置(NCA)

### 3. 調査結果

#### (1) 各事業者からの報告

各事業者が過去10年間の事故・故障に関する報告もれの有無について行った調査結果の概要は以下のとおり。

##### 東京大学

東京大学は、弥生について運転記録等の確認、聞き取り等により調査を行った結果、法令に基づく報告もれはなかったとしている。

##### 京都大学

京都大学は、KUR及びKUCAについて原子炉線形出力計チャート、運転記録・運転報告書の確認、聞き取り等により調査を行った結果、法令に基づく報告もれはなかったとしている。但し、KUR及びKUCAにおいては、それぞれ5件及び1件の一斉挿入又は自動停止に関する記録もれ及び中央管理室長等所内関係者への通報もれがあったとしている。

各一斉挿入又は自動停止の発生状況は、KURについては、原子炉起動時又は臨界点確認操作時のレンジ切り換えミスによる一斉挿入3件及び自動停止1件並びに原子炉起動時の流量計の誤操作による自動停止1件であり、KUCAについては、原子炉起動時のレンジ切り換えミスによる一斉挿入1件である。

(注1参照)

##### 近畿大学

近畿大学は、近畿大学原子炉について原子炉核計装線形出力計チャート、運転記録の確認、聞き取り等により調査を行った結果、法令に基づく報告もれはなかったとしている。

##### 東芝

東芝は、NCAについて保安規定に定められた記録、記録計チャートの確認等により調査を行った結果、NCAにおいて法令に基づく報告もれはなかったとしている。

#### (2) 当省の調査結果

当省職員により、各事業者の調査内容の聴取及び運転記録等の確認を行い、各事業者の調査結果が妥当であることを確認した。また、上記京都大学のKUR及びKUCAにおける記録もれ及び通報もれ事象については、運転記録等に記載されていないため出力チャートとの照合によってその事実を確認した。

京都大学のKUR及びKUCAの事象については、いずれも自動停止等の原因

が明らかであり、かつ、原子炉そのものに故障等が発生しておらず、また、原子炉の状況に異常がなく直ちに再起動可能であるため、法令上報告が必要な事象には当たらない。(注2参照)

#### 4. 当省の見解

各事業者においては、法令に照らして報告もれの事象はないことを確認した。

なお、京都大学による自主管理に係る事項であるが、KUR及びKUCAにおいて、一斉挿入又は自動停止の事実が運転記録等に記載されず、中央管理室長等の所内関係者への連絡がなされていないなど一部不適切な管理状況にあったことを確認した。これらの改善状況については、今後保安検査等を通じて確認していくこととする。

(注1) 一斉挿入とは、自動停止(スクラム)とは異なり、制御棒を徐々に炉心に挿入することにより、出力を低下させ原子炉を停止させる安全動作である。KURにおいては4本の、KUCAにおいては3本の制御棒を一斉に挿入する。なお、一斉挿入の条件が解除できれば、手動で制御棒の挿入を停止することができる。

(注2) 原子炉施設の故障があった場合には、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、同施行令並びに試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則に基づき、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する措置を10日以内に文部科学大臣に報告しなければならない。但し、原子炉施設の故障の原因が明らかであり、かつ、原子炉の運転に支障が生じるおそれがないときを除くとされている。

(問い合わせ先)

科学技術・学術政策局

原子力安全課 原子力規制室長

小原 薫

電話：03 - 6734 - 3926 (直通)

03 - 5253 - 4111 (内線3926)